

○財務省告示第十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年十二月七日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月十四日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百七十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|-----------------|----------------|-------------|----------------|-----|-------------|---|-------------|------|------|-----|------|------|---|------|----|-----|-----|----|------|---|------|----|
| 九 | 振替単位 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十六 |
| 十 | 発 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十 |
| 十一 | 発行価格 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十 |
| 十二 | 発行価格 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十 |
| 十三 | 発行価格 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十 |
| 十四 | 発行価格 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十 |
| 十五 | 発行価格 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十 |
| 十六 | 発行価格 | の記載又は記録は、最低額面金と | す。整数倍の金額によるものと | 平成二十七年十二月七日 | 額五毛以上のそれぞれの一銭七 | 厘三毛 | 額百円につき百円一銭七 | 格 | 額百円につき百円一銭七 | 国債市場 | 特別参加 | 者第I | 非価格競 | 争入札発 | 行 | 償還期限 | 十二 | 償還金 | 元支額 | 場所 | 入札参加 | 者 | 払込期日 | 十 |